

## 「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	ふるさと応援寄附金事業
担当課・室・係名	まちづくり推進課地域振興係
<b>【処理方針や対応状況、並びに予算への反映状況等】</b> <p>ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。</p> <p>実際には、自分の生まれ育った故郷に限らず、どこの自治体でもふるさと納税を行うことができるので、それぞれの自治体のふるさと納税に対する考え方や、返礼品の内容、寄せられた寄附金の使い方等により応援先を選んでいただいている状況です。</p> <p>令和6年1月時点の寄附額について、企業版ふるさと納税については、10,200千円で、前年寄附額から大きく伸ばしているものの、一般の方からいただく、ふるさと納税については寄附額が141,115千円と、前年同時期の166,572千円を下回る結果となっています。</p> <p>本事業につきましては、令和2年度には、コロナ交付金を活用した商品開発支援、令和3年度には、交付金を活用した事業者による広告宣伝事業などに取り組んでまいりました。</p> <p>また、寄附額減少対策として、市人会における市長のトップセールスのほか、コロナ明けで久方ぶりに開催された旧町市人会の開催の際には、出席される支所職員や市議会議員にもご協力をいただき、本市への寄附をお願いする取組も行ったところですが、十分な成果を上げられていないことはご指摘のとおりです。</p> <p>これにつきましては、商品力も豊富な東京23区内の自治体や政令指定都市といった大都市部が、ふるさと納税に力を入れ始めるなど地域間競争の激化に加え、令和5年10月1日に行われたルール厳格化による駆け込み需要などの影響により、他の自治体に寄附金が流れたと考えています。</p> <p>ふるさと納税制度では、「お礼の品の還元率を3割以下とすること」、「ふるさと納税の募集に関する費用全体の割合を受入れ寄附額の50%以内に抑えること」は、以前から制度化されていましたが、今回の改正では、これまで経費として算入する必要のなかった「職員の人件費」、「ワンストップ特例に係る経費」等も全て経費として算入しなければならないなど制度自体の在り方が問われており、これまで以上に適切な事務執行が求められています。</p> <p>このような理由から、ご指摘いただいた職員増員や広告宣伝費用増額については、制度上（法令遵守するため）たいへん難しいと考えています。</p> <p>一方、今回のご指摘を受け、交流のなかった他県の近隣市町に出向き状況を伺ったところ、大分県内自治体とは違う取組内容で、地場製品の売上げを伸ばしている自治体もあったことから、参考にしながら、返礼品の見直し等、対応を検討しているところです。</p> <p>この制度は、多くの特産品を全国に広く知ってもらう絶好の機会でもあります。</p> <p>引き続き地場製品の認知度や魅力度を大きく向上させる取組を行っていきたいと考えています。</p>	

また、新たな商品の登録や売上額の増加に取り組んでいる地元事業者を支援する取組、就業人口の増加に結びつけていく取組、地域ブランド力を高め地域産業の振興及び地域活力の向上に繋げる取組のほか、新たなポータルサイト導入の検討や企業版ふるさと納税の獲得等についても取り組んでまいります。